

# 一般社団法人日本社会福祉学会代議員選挙規則

2010年4月1日施行

2013年5月26日改正

(総則)

第1条 一般社団法人日本社会福祉学会定款（以下「定款」という。）第14条第1項にもとづく代議員の選挙は、定款に定めるところによるほかは、この規則によって行う。

(選挙事務)

第2条 選挙事務を管理するために、選挙管理委員会を設置する。

2 この規程に定めるもののほか、選挙事務に関して必要な事項は、理事会がこれを定める。

(選挙管理委員会)

第3条 選挙管理委員会の委員は、理事会が指名する4名以上の正会員および理事1名によって構成する。

2 委員長は委員の互選によって選出する。ただし理事は委員長になることはできない。

3 委員の過半数が出席しなければ委員会を開くことはできない。

4 ただし、欠席する場合、出席する委員に委任することができる。

5 選挙管理委員会は、当選人の確定結果を公表した後2週間以内に解散する。

(選挙権・被選挙権)

第4条 選挙権および被選挙権を有するのは、選挙管理委員会が定める期日までに、前年度までのすべての年会費を納めている正会員とする。

2 地域ブロックの代議員の選出に関しては、自らが所属する地域ブロックの代議員選挙に限る。自らが所属する地域ブロックとは、学会に登録している現住所に基づく。現住所に異動がある場合は、選挙管理委員会が定める期日までに登録を変更しなければならない。期日以降の異動があっても、地域ブロックの所属は変更しない。

(代議員候補者名簿)

第5条 被選挙権を有する代議員候補者名簿は、すべての正会員が選挙期間中に学会のホームページ等で閲覧できるものとする。

2 被選挙権を有しながら代議員への就任を望まない者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることにより、その旨を名簿に記載することができる。

3 選出される代議員としての任期が、定款第21条第3項によって役員となることができない期間にあたる場合は、その旨を名簿に記載する。

(選挙の方法)

第6条 投票は、オンライン投票システムによる。ただし郵送による投票を希望する者は、選挙管理委員会が定める期間内に申し出ることにより郵送による投票を行うことができる。

2 選挙権を有する正会員は、まず自らが所属する地域ブロックにおいて被選挙権を有する者の中から3名以内の候補者（以下「地域ブロック候補者」という）に連記無記名により投票する。次に被選挙権を有するすべての者の中から6名以内の候補者（以下「全国候補者」という）に連記無記名により投票する。

3 一人の投票において、同一の候補者を、地域ブロック候補者と全国候補者の両方の候補者として

投票しても構わない。ただし地域ブロック候補者、あるいは全国候補者として、一人のものに2票以上投票することはできない。その場合は、同一の候補者に対する1票のみを有効とする。

(当選人の決定)

第7条 投票の効力は、選挙管理委員会が判定する。所定の期日に間に合わなかったものや、郵便による投票で何人を記載したかを確認しにくいものは無効とする。

2 地域ブロック候補者として投票された票を各地域ブロック毎に得票順に集計し、それぞれ上位5名(7ブロック計35名)を当選とする。

3 地域ブロック候補者の得票数上位者が、同一得票数のため5名を超える場合は、その最も少ない得票数で並ぶ者の中から、選挙管理委員会がかくじで当選人を決定する。

4 全国候補者として投票された票を得票順に集計し、前項により地域ブロック候補者として当選した35名を除く、上位115名を当選とする。なお、最下位の当選人が同一得票数のため115名を超えて並ぶ場合は、その同一得票数で並ぶ者すべてを当選とする。ただしその結果、全国の当選人が166名以上となる場合は、その同一得票数で並ぶ者の中から、選挙管理委員会がかくじ引きにより全国の当選人が165名となるように決定する。

5 選挙管理委員会は、当選人が決定したらすみやかに結果を公表し、当選人に当選を通知しなければならない。

6 当選人が、選挙管理委員会が定める期間内に代議員への就任の承諾をしなければ当選の効力を失う。

7 前項の承諾した者を次期代議員予定者とする。

8 前項の就任の承諾者の総数が130名を下回る場合は、承諾者の総数が130名を超えるまで、選挙管理委員会は繰り上げ当選の手続きを行わなければならない。繰り上げ当選は、全国候補者の得票数に基づき、その次点者から行う。その場合の同一得票数の処理は本条第4項と同じとする。

9 選挙管理委員会は、すべての当選人が確定したらすみやかに結果を公表しなければならない。

(代議員の任期の開始)

第8条 当選した代議員の任期の開始は、定款第16条第1項に基づいた前任の代議員の任期の終結後とする。ただし定款第16条第1項に定める定時社員総会の終結までに、前条第9項の結果の公表がなされていない場合は、その公表の時をもって代議員の任期の開始とみなす。それまでは定款第16条第4項に基づき前任者が職務を行わなければならない。

(役員と代議員の兼務禁止による措置)

第9条 役員に就任している期間の代議員としての職務および権限は定款第14条第2項により停止されるものとする。ただし役員の地位を離れた場合は代議員となるが、その任期は他の現在者と同じ期間とする。

(規則の変更)

第10条 この規則を変更するときは、社員総会の議決を経なければならない。

附則

1 この規則は、2010年4月1日から施行する。

2 この規則は、施行後3年を目途として、選挙の実施状況を勘案し、見直しを検討するものとする。

3 この規則は、2013年5月26日から施行する。